

令和4年第7回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和4年7月4日（月）	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後1時30分～1時45分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 佐 藤 友 能 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員
出席した事務局職員	澤 井 公 子 局 長 武 田 聖 子 事務補助	佐 藤 洋 平 主 任
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第24号】 農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第25号】 農用地利用集積計画案（令和4年第7号）の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第26号】 下限面積（別段面積）の設定について、意見を求める件について 5. 閉 会	

審議内容 局長	只今から、令和4年第7回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>先週くらいから急激に温度が上がって、関東あたりでは非常に暑い日が続いております。今週からはいづらか落ち着きそうですが、秋田は昨日あたりから気温が上がってきまして夏がすぐそこまできています。7月に入り、この秋改選の農業委員の皆さんの任期が10月までとなっております。公募の受付が7月6日より始まり8月5日までとなっておりますので、皆さんからも応募をしていただけますよう事務局よりお願いいたします。また、参議院選挙投票日がこの日曜日となっておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>6月24日役場に於いて、八郎潟地区土地改良事業促進協議会監査を行っております。協議会会議は本日隣の会議室で行われております。</p> <p>同日ホテルメトロポリタン秋田に於いて、第7回秋田県農業会議通常総会に出席しております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】</p> <p>6番 宮川清子委員 7番 高橋忠良委員</p>
会長	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
局長	<p>議案第24号は贈与の為の所有権移転です。</p> <p>(議案第24号について、議案書及び調査書の朗読)</p> <p>本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会長	<p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p>

委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第24号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第25号「農用地利用集積計画案(令和4年第7号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。 詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。
佐藤主任	整理番号4-106耕作不便により、田1筆5,326㎡、対価総額2,000,000円の所有権移転。 整理番号4-107農地売買支援事業により、田3筆49,042㎡、対価総額54,010,300円の所有権移転。 整理番号4-108農地売買支援事業により、田3筆55,028㎡、対価総額60,599,200円の所有権移転です。 整理番号4-106につきましては、男鹿市での営農計画受付時に指摘されまして今の時期の申請となったとのことでした。現在の作付け作物については譲受人の権利であることを確認し、確約書も同時に提出いただいております。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。

会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第25号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第26号「下限面積(別段面積)の設定について、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	(下限面積(段別面積)の設定について議案書に基づいて説明。) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律がR4.5.27に公布され、下限面積要件が廃止となる見込みです。この法の施行日は今後の省令により決定されますが、R5.4.1と見込まれており、その場合は本案件は今年度が最後と思われま
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第26号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。